

【表1】 ※賦課限度額は国の基準どおり

区 分	基礎賦課分		後期高齢者 支援賦課分		介護賦課分	
	元年度	2 年度	元年度	2 年度	元年度	2 年度
所得割 (%)	6.80	7.10	2.35	2.40	1.90	2.00
被保険者 均等割 (円)	28,000	33,000	9,500	10,000	9,900	10,400
世帯別 平等割 (円)	25,000	28,000	6,600	7,100	4,600	5,100
賦課 限度額 (円)	610,000	630,000	190,000 (変更なし)		160,000	170,000

国民健康保険税の税率が変わりました

平成30年度から、国民健康保険の財政運営の主体が都道府県単位になり、税率についても、県が示す標準保険税率を参考に見直しを行っています。

これまでの税率が標準より低い本町は、所得割対象額の減少、軽減税率の増加などにより厳しい財政状況になっており、今後、国民健康保険税が急激に増加しないよう、今年度も税率と賦課限度額を改正しました。(表1)

また、平等割と均等割が軽減される所得の範囲が次のとおり拡大されました。(表2)

【表2】

	改 正 前	改 正 後
7 割軽減	世帯所得が 33 万円以下 (変更なし)	
5 割軽減	世帯所得が【33 万円 + 28 万円 × 被保険者数】以下	世帯所得が【33 万円 + 28 万 5 千円 × 被保険者数】以下
2 割軽減	世帯所得が【33 万円 + 51 万円 × 被保険者数】以下	世帯所得が【33 万円 + 52 万円 × 被保険者数】以下

加入者の方にはご理解ご協力をお願いします。
なお、未申告世帯には保険料軽減判定ができませんので、前年中所得を必ず申告してください。

問い合わせ先 住民課 税務班 安岡

町・県民税の公的年金からの特別徴収について

4月1日現在、高齢年金や退職年金などを受けている65歳以上の方で、町・県民税の納税義務者は、公的年金から特別徴収(天引き)されます。

【特別徴収の対象となる税額】

すべての公的年金などに係る所得額に応じた税額が特別徴収の対象となり、高齢基礎年金や高齢年金、

児童(扶養)手当について

児童手当の現況届の提出をお忘れなく！

児童手当を受給されている方は、毎年6月中旬に「児童手当・特例給付現況届」を提出してください。

この届は、毎年6月1日の状況を把握し、手当を引き続き受ける要件を満たしているか確認するためのものです。提出がない場合には、6月以降の手当が停止されます。

令和元年度から特別徴収の対象となった方

2月	12月	10月	8月	6月	4月	年金 支給月	徴収税額
本徴収 年税額から仮徴収分を差し引いた額の1/3 ずつ			仮徴収 前年度年税額の1/6 ずつ				

新たに対象となる方

2月	12月	10月	8月	6月	4月	年金 支給月	徴収税額
特別徴収 年税額の1/6 ずつ			普通徴収 年税額の1/4 ずつ			—	

退職年金から特別徴収されます。
なお、給与などその他の所得に係る税額は、年金から特別徴収されません。給与所得や事業所得などから計算した町・県民税は、これまでどおり給与から特別徴収または普通徴収(納付書または口座振替)により納めていただきます。

地域包括支援センター通信

現在、新型コロナウイルス感染拡大防止により、外出自粛をしながら不安な毎日をご過ごされている方が多いと思います。そこで、大豊町で元気に活動されている方をご紹介します、皆さまに元気をお届けします♪



川口南 84 歳 女

1 紹介

～私が今やっていること～

毎日朝と晩に、川口南の住宅街を3周歩きゆう。1周目は歩くだけ。2周目と3周目には、歩きゆう途中で公会堂の前にある壁につかまって足の運動(足挙げ運動、足踏み運動、段差の上り下り運動など)と、シルバーカーに座ってやる足の運動(百歳体操を参考にした運動)をしゆう。1年ちょっとくらい続けゆうね。

自分のペースで、しっかりと足取りで歩かれてました。

2

始めたきっかけは？

畑仕事をやめてから足が弱ってきた。
息子に「運動せんと寝たきりになるで！」と言われてね…。

息子さんの一言で一歩踏み出せたそうです

「続けることが大事！」と力強く語ってくれました。

3

やっていると、嬉しかったこと

歩きよったら、息子や近所の方が「今、〇〇周目！」「あと〇〇周やね！」と応援してくれる。こうやって皆が声かけてくれるき、辞めれんわね。最近、歩き出した人も増えてきたき、続けていこうと思いうう。

近所の方と一緒に談笑しながら、歩くこともあるそうです♪

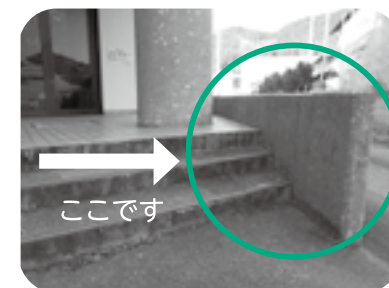
4

やり始めて変わったこと
～私が感じる効果～

公会堂の前で運動しだしてから、お風呂の浴槽に入れるようになった。前までは、足も上がらんし入れんかったけど。運動が日課になって、趣味にもなった。今まで趣味がなかったきよかった。

私のワンポイント・アドバイス

川口南の公会堂前にある壁は、足の運動をするときの支えにちょうどいい。もたれても倒れんし、高さもぴったり♪



健康のために今できることを見つけて、自分自身の生きがいとしている姿は、とても生き生きと輝いていました。何か始めたいと考えている方は、ぜひ参考にしてみてください。
取材を引き受けてくださり、ありがとうございました。

引き続き、取材を続けていきたいと思います。
自分のためにしていること(運動、散歩、栄養、趣味の活動など)をぜひ、地域包括支援センターまでご連絡ください。自選、他選は問いません♪

保健師



問い合わせ先 住民課 地域包括支援センター班